老人保健制度

なんどでも確かめて！

「体の調子はどうですか」（普代診療所で）

老人保健法とは、七十歳以上（寝たきりなどの人は六十五歳以上）の人がお医者さんにかかる場合に適用される医療制度です。この制度は、すべての医療保険が協力して、お年寄りの医療費を負担していくというものです。「治療」より「予防」に努め、お医者さんと上手に付き合い、健康で長生きしてください。今回は、村の十二年度の老人医療費の状況についてお知らせします。

村の老人医療費は一人当たり約45万

村の老人医療受給者は、平成十二年度で五四四人です。前年度と比べて二十一人、約四％増えています。この伸び率は増加傾向にあり、村の高齢化が進んでいることを表しています（グラフ1）。

平成十二年度の村の老人医療費は二億四千四百三十一万円で、前年と比べ、約三百三十万一千円増え、一・四％の伸び率です（グラフ2）。

一人当たりの医療費で見てみると、平成十二年度は前年度よりマイナス約二・五％で、約四十四万九千円です（グラフ3）。

「予防」に重点おき生きがいある毎日を

老人医療費の財源は多くの人々によって支えられています。一部負担の引き上げなど、受給者本人の負担も大きくなっていますが、なぜ老人医療費が問題になるかといえば、それは、老人医療費が若い人たちにかかる医療費よりもずっと高いからです。

これは、七十歳以上の人が医療機関にかかる場合、成人病などの慢性病が多いことなどが主な原因といえます。

病気になったとき、医療機関に通うことは当然のことです。しかし、病気が長引くと心配になり、医療機関を替えたりすると、また最初から同じような検査が繰り返され、医療費が膨らんでいきます。

何よりも気軽に相談できるかかり付けの医師を持ち、「治療」より「予防」に努めることが大事ではないでしょうか。お医者さんと上手に付き合い、明るく楽しく、元気で長生きする。老人保健制度の真の目的は、そんなところにあるように思うのですが……。

〈グラフ1〉老人医療対象者の推移

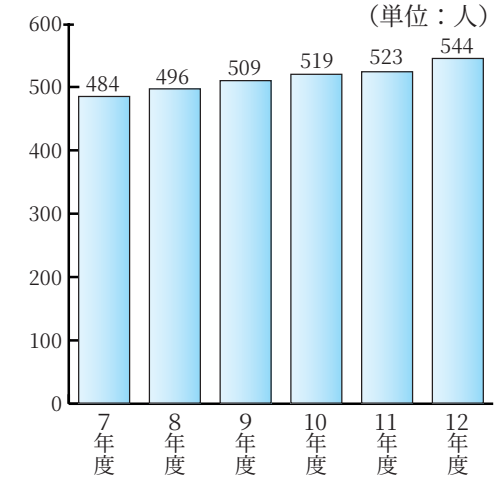

〈グラフ2〉老人医療費の推移

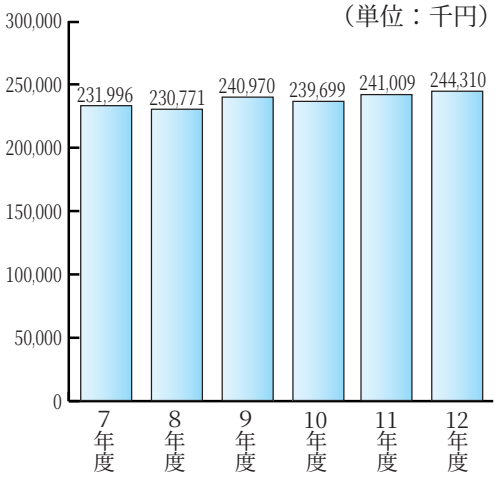

〈グラフ3〉1人当たりの老人医療費の推移

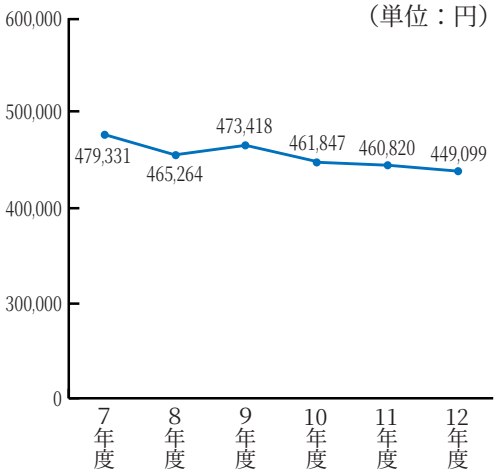

住民税非課税世帯の皆さん
入院したとき
「自己負担限度額」の問い合わせを！

役場保健福祉課
35－2114（内線145）まで